



報道機関 各位

記者発表資料 令和2年5月8日（金） 問い合わせ先：商業振興課 課長：原田 冬彦 担当：三村、蓮見 電話：829-1364 内線：4694

テイクアウト・デリバリーを行う事業者に対し、補助金を支給します

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が減少している市内飲食店等が実施するテイクアウト、デリバリーの経費について、その一部を補助します。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民の外出自粛も長引き、市内飲食店等の売上也大きく減少しています。テイクアウト、デリバリーの導入により、販路の拡大を目指す事業者に対し、その経費を補助することにより、市内事業者の緊急事態における経営の安定化を支援します。

2 事業名

- (1) 飲食デリバリー代行業者利用支援事業
- (2) テイクアウト・デリバリー新規参入補助事業

3 事業の詳細

- (1) 飲食デリバリー代行業者利用支援事業・・・別紙1のとおり
- (2) テイクアウト・デリバリー新規参入補助事業・・・別紙2のとおり